

<策定の趣旨>

- ◎ 福島県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、本県における社会的養育の体制整備の基本的考え方、全体像及び取組を明記した新たな計画を策定。
- ・ 子どもや家庭への様々な支援について、「家庭養育優先原則」を徹底し、子どもの最善の利益を実現する取組を行う。
- ・ 在宅での支援から特別養子縁組、普通養子縁組、代替養育や自立支援を網羅し、一体的かつ全体的な視点を持って取り組む。

現計画

新計画

目標値

(計画期間:2019年度から2029年度まで)

全面的に見直し

「家庭養育優先原則」を実現するため、目標値を以下のように定め、必要な取組を行っていく。

里親等委託率

里親等委託率(代替養育を必要とする子どものうち、里親等に委託された子どもの割合)の目標値

	【現況値】	【目標値】
3歳未満	53.8%	75.0%(2024年度)
3歳～就学前	30.3%	75.0%(2026年度)
学童期以降	17.8%	30.0%(2029年度)

市町村の子ども家庭支援体制構築

市町村の子ども家庭支援体制構築のために必要な市区町村子ども家庭総合支援拠点及び子育て世代包括支援センターの設置目標値

○市区町村子ども家庭総合支援拠点実施数

【現況値】	【目標値】
2か所	59か所(2022年度)

○子育て世代包括支援センター

【現況値】	【目標値】
38か所	59か所(2019年度)

※現況値は2019年3月1日現在。

1 福島県における社会的養育の体制整備の基本的考え方及び全体像

2 当事者である子どもの権利擁護の取組

3 市町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組

4 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

5 里親等への委託の推進に向けた取組

◎里親委託率の数値目標と達成期限を設定

6 特別養子縁組等の推進支援体制の構築に向けた取組

7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた県の取組  
(乳児院、児童養護施設等)

8 一時保護改革に向けた取組

9 社会的養護自立支援の推進に向けた取組

10 児童相談所の強化等に向けた取組

パーマネンシー保障、市町村による在宅支援の充実、一時保護の在り方、児童相談所の体制強化を加え、社会的養育全体の計画を策定

里親等へ委託する子ども数を代替養育が必要な子ども数の1/3の割合に引き上げることを目標とする

里親等への委託の推進、施設の小規模化・地域分散化の取組を推進

家庭養護を優先し、施設養護も家庭的な養育環境の形態へ